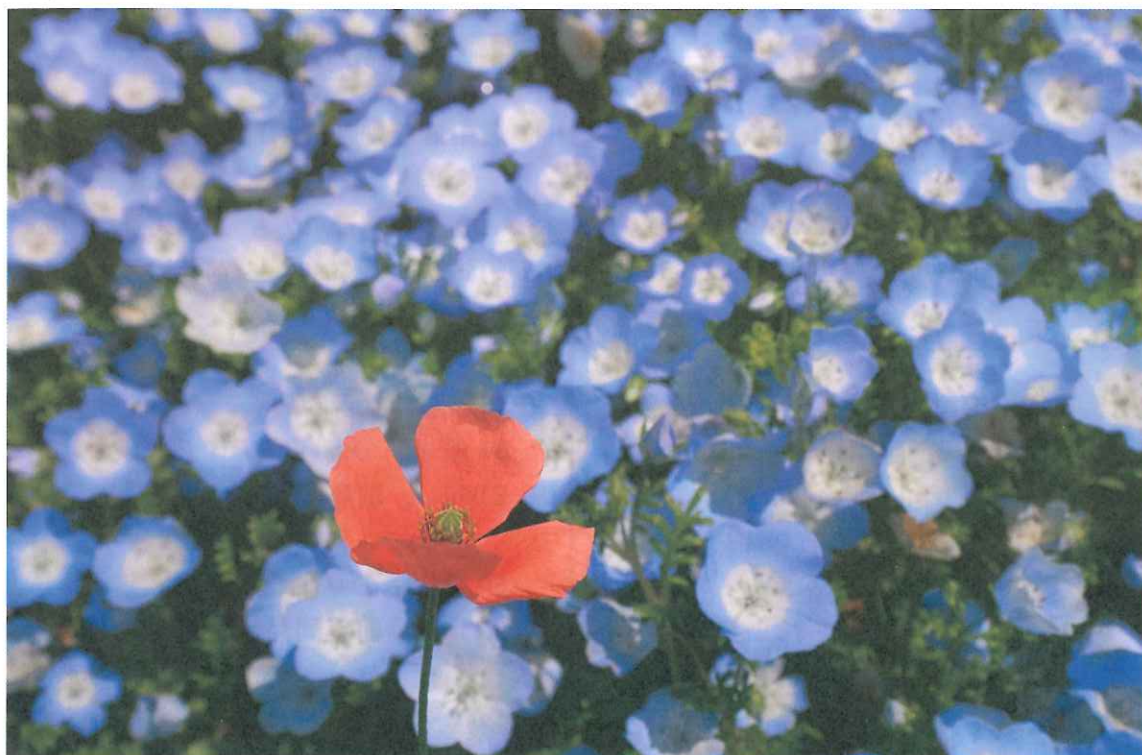


いばらき

第456号

雇用ニュース

2020年4月



写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 茨城労働局長 着任あいさつ 3
- ・ 令和2年度の雇用保険料率について 3
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充します 4～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

令和2年2月 有効求人倍率 1.51 倍

「雇用情勢は、求人倍率について高水準で推移しているものの、改善の動きには弱さがみられます。」

新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 20,054 人
前年同月比 4.6%減 3か月連続の減少
- ・フルタイム 10,177 人 前年同月比 19.0%減
 - ・パートタイム 9,877 人 前年同月比 16.7%増

② 主要産業別の増減

増加: 卸売業, 小売業(前年同月比 36.3%増)

医療, 福祉(前年同月比 4.5%増)

など

減少: 製造業(前年同月比 35.4%減)

サービス業(前年同月比 20.9%減)

生活関連サービス業, 娯楽業(前年同月比 21.4%減)

など

新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 9,188 人
前年同月比 0.6%減 2か月連続の減少
- ・フルタイム 5,787 人 前年同月比 3.2%減
 - ・パートタイム 3,401 人 前年同月比 4.1%増

② 年齢別の状況(常用求職者)

・34歳以下の若年者の申込状況

2,515 人 前年同月比 9.1%減

・60歳以上の高齢者の申込状況

2,114 人 前年同月比 7.7%増

茨城県の有効求人倍率 全国順位

茨城県 1.51 倍 (全国 16 位) 全国 1.45 倍

雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,914 件	前年同月比	2.9%増	3か月連続の増加
雇用保険受給者実人員	7,259 件	前年同月比	10.4%増	6か月連続の増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	8,462 件	前年同月比	13.4%減	2か月ぶりの減少
資格喪失者数	8,292 件	前年同月比	8.3%減	2か月ぶりの減少
うち事業主都合離職者数	426 件	前年同月比	7.0%増	3か月連続の増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

茨城労働局長 着任あいさつ

この度、令和2年3月31日付けで茨城労働局長を拝命いたしました、小奈健男でございます。

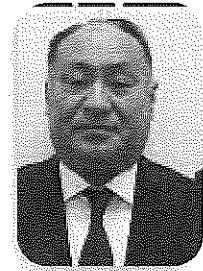
私は茨城県での勤務は初めてになりますが、工業地帯、日本有数の農業生産、豊かな自然、東京のベッドタウンなど多面的な特色に加え、近年広域の交通網が整備され、今後さらに発展する可能性を有する、非常に魅力に富んだ県であると認識しております。

このような茨城県に勤務できますことを大変嬉しく思い、微力ながら、これまでの経験を生かし職務に精励する所存でございますので、よろしく願いいたします。

さて、県内の雇用情勢は、有効求人倍率では、平成29年10月以降1.5倍以上の高水準で推移しておりますが、令和2年2月は1.51倍と前月比で4か月連続の減少となっており、改善の動きには弱さがみられるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、先行きの不透明感が強まっております。

このような情勢を踏まえ、茨城労働局及び県内のハローワークは、新型コロナウイルス感染症の影響による「特別労働相談窓口」を開設し、解雇・雇止め、休業、就労、雇用調整助成金、雇用保険など、事業主や労働者からの相談に迅速かつ丁寧に対応してまいります。

また、雇用対策は国と地方公共団体がその地域の事情にあった機動的かつ効果的な対策を講じることが重要であります。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた諸問題に対し、的確に把握するとともに連携を一層密にしながら、各種の施策に取り組む所存でございますので、関係各位の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。



茨城労働局長
小奈健男

令和2年度の雇用保険料率について ～令和元年度から変更はありません～

令和2年度の雇用保険料率

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業 給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率		
			失業等給付・育児休業 給付の保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(元年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(元年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(元年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

茨城労働局職業安定課

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の雇用維持努力を支援するため、令和2年1月24日以降の休業等について、特例が講じられています。(遡って申請できます。)今般、この特例を更に拡充します。

【特例の拡充の概要】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1、2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乘せの要件(※3、4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

※ 助成内容について、更に拡充されることがあります。詳細は厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症について」をご覧ください。

厚生労働省HP



LL020422企01



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

- ① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を上げます **NEW**
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乗せをします **NEW**
【中小企業:4/5から9/10へ】【大企業:2/3から3/4へ】
※今後、更なる拡大が予定されています
 - ア 1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと
 - イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします **NEW**
教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額の引き上げを行います。【中小企業:2,400円】【大企業:1,800円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。
- ④ 新規学卒採用者等も対象としています
新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。
(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。)
- ⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます **NEW**
「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします **NEW**
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。
ただし、①生産指標の要件緩和については、緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます。

① 生産指標の要件を緩和します **NEW**

- ア 生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを5%減少とします。
- イ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています

③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象としています。

④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています

⑤ 休業規模の要件を緩和します **NEW**

休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。

① 事後提出を可能とし提出期間を延長します **NEW**

すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。

② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします **NEW**

短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し、活用しやすくします。

③ 残業相殺制度を当面停止します **NEW**

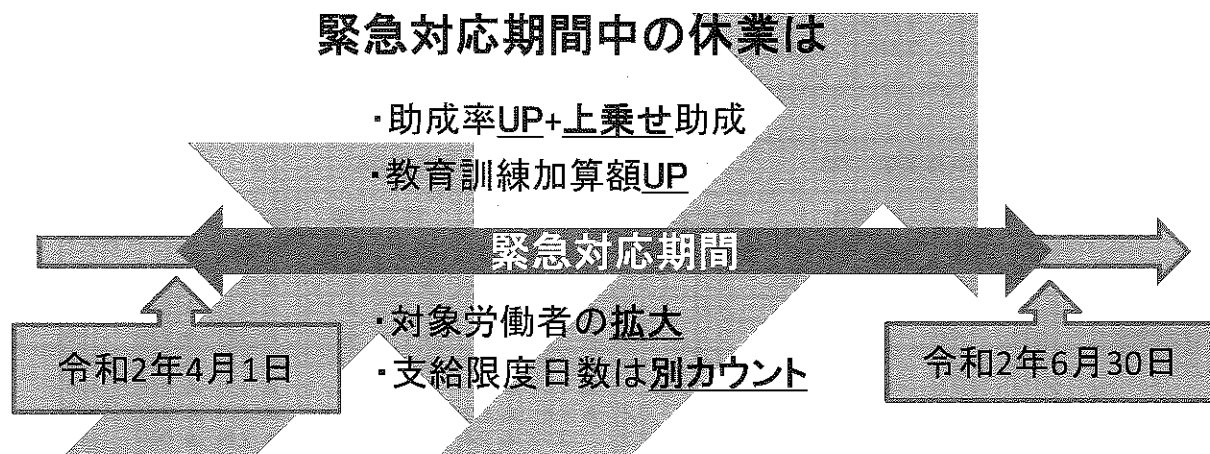
支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止します。

【短時間休業の要件緩和の活用例】

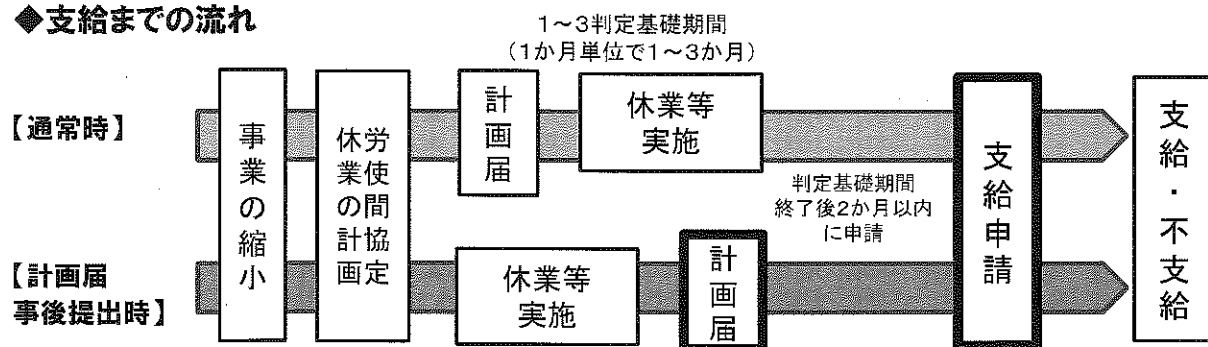
- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例: 客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例: ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例: 8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります。)
- ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。



◆支給までの流れ



茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
28年度月平均	18,066	3,686	14,218	9,841	3,329	1,695	50,009	39,075	3,304	7,934
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
30年4月	19,495	3,959	15,295	11,586	3,330	2,976	56,739	37,482	3,365	5,845
5	18,131	4,259	13,656	10,004	3,140	2,054	55,077	37,878	3,281	7,365
6	19,093	4,254	14,693	8,509	2,678	1,663	53,289	36,452	3,157	7,093
7	20,088	3,989	15,954	8,437	2,712	1,619	54,102	35,226	2,859	7,575
8	19,121	4,398	14,469	8,592	2,853	1,474	55,104	34,591	2,700	7,845
9	19,207	4,618	14,361	8,221	2,578	1,471	55,649	34,068	2,782	7,300
10	21,978	4,646	17,192	9,554	3,007	1,912	56,792	35,157	3,155	7,511
11	19,346	4,368	14,762	7,684	2,429	1,455	56,393	33,613	2,759	7,086
12	17,673	3,857	13,574	6,017	1,911	1,204	55,613	30,968	2,457	6,625
31年1月	22,355	4,564	17,634	9,113	2,799	1,884	56,228	31,336	2,252	6,747
2	21,026	4,591	16,249	9,245	2,768	1,962	58,392	32,986	2,734	6,573
3	18,551	4,125	14,214	9,299	2,867	2,030	58,546	35,038	3,647	6,452
31年4月	18,568	3,985	14,583	11,109	3,097	3,058	54,050	36,534	3,184	6,468
元 5	18,892	4,153	14,506	9,208	2,680	2,111	52,816	36,500	2,905	7,275
6	17,835	4,224	13,384	8,050	2,402	1,738	52,484	35,117	2,929	7,184
7	19,321	4,150	14,985	8,569	2,554	1,865	53,178	34,741	2,767	7,635
8	19,726	3,923	15,554	7,826	2,523	1,519	54,365	34,106	2,396	7,646
9	18,394	4,063	14,135	8,356	2,548	1,630	54,787	34,373	2,715	7,498
10	21,340	4,415	16,697	8,651	2,641	1,902	56,124	34,698	2,893	7,555
11	19,366	3,639	15,559	7,102	2,147	1,488	55,613	33,223	2,571	7,603
12	17,315	3,458	13,706	6,241	1,839	1,334	54,907	30,840	2,240	7,738
2年1月	20,214	3,716	16,326	9,100	2,568	2,084	54,456	31,923	1,980	7,992
2	20,054	3,314	16,606	9,188	2,515	2,114	55,797	34,282	2,424	7,259
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
28年度月平均	1.84	2.08	1.28	1.39	5.2	5.3	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 4.9	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 8.0	203	3.0
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 6.5	▲ 6.2	▲ 3.8	▲ 0.9	166	2.4
30年4月	2.16	2.35	1.62	1.60	▲ 0.4	4.6	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 8.1	▲ 4.0	▲ 9.6	▲ 3.5	180	2.5
5	2.13	2.37	1.61	1.60	1.9	5.5	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 3.3	▲ 2.0	▲ 3.9	▲ 0.9	158	2.3
6	2.30	2.44	1.60	1.61	3.7	0.2	▲ 9.6	▲ 9.3	▲ 8.7	▲ 9.4	▲ 7.6	▲ 5.2	168	2.5
7	2.22	2.44	1.62	1.62	4.1	3.7	3.1	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 2.0	▲ 0.3	172	2.5
8	2.08	2.39	1.61	1.63	0.8	3.4	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 3.0	▲ 6.3	▲ 6.7	▲ 2.3	170	2.5
9	2.30	2.49	1.64	1.63	▲ 1.8	▲ 6.6	▲ 14.4	▲ 14.9	▲ 16.1	▲ 14.8	▲ 6.8	▲ 1.6	162	2.3
10	2.23	2.40	1.60	1.63	▲ 0.6	4.6	6.4	3.0	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 3.8	0.8	163	2.4
11	2.19	2.43	1.61	1.63	6.5	2.6	▲ 4.3	▲ 2.4	▲ 5.3	▲ 3.9	▲ 4.3	▲ 1.0	168	2.5
12	2.30	2.42	1.63	1.62	▲ 1.9	▲ 5.7	▲ 6.4	▲ 7.0	▲ 6.5	▲ 7.3	▲ 4.5	▲ 0.7	159	2.4
31年1月	2.33	2.44	1.65	1.63	5.8	2.8	▲ 0.0	▲ 1.4	▲ 2.9	▲ 5.1	▲ 1.5	1.4	166	2.5
2	2.28	2.45	1.64	1.63	3.7	2.1	▲ 3.8	▲ 3.6	▲ 6.8	▲ 5.0	3.6	1.8	156	2.4
3	2.21	2.43	1.63	1.62	▲ 12.5	▲ 6.0	▲ 4.4	▲ 7.8	▲ 9.4	▲ 8.5	4.1	0.8	174	2.5
31年4月	2.21	2.44	1.60	1.63	▲ 4.8	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 7.8	10.7	6.6	176	2.4
元 5	2.34	2.40	1.62	1.62	4.2	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 11.5	▲ 11.5	▲ 1.2	▲ 0.3	165	2.4
6	2.23	2.38	1.63	1.61	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 2.3	▲ 7.2	▲ 7.9	1.3	2.1	162	2.3
7	2.20	2.37	1.61	1.59	▲ 3.8	2.5	1.6	6.5	▲ 3.2	▲ 0.1	0.8	2.1	156	2.3
8	2.29	2.43	1.62	1.59	3.2	▲ 5.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 2.5	4.4	157	2.3
9	2.21	2.35	1.59	1.58	▲ 4.2	▲ 1.5	1.6	7.2	▲ 2.4	▲ 0.6	2.7	4.4	168	2.4
10	2.32	2.43	1.62	1.58	▲ 2.9	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 7.6	▲ 8.3	▲ 8.0	0.6	0.2	164	2.4
11	2.34	2.38	1.61	1.57	0.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 5.4	▲ 6.8	▲ 10.0	7.3	1.5	151	2.2
12	2.22	2.44	1.60	1.57	▲ 2.0	2.1	3.7	4.0	▲ 8.8	▲ 5.6	16.8	8.1	145	2.2
2年1月	2.12	2.04	1.56	1.49	▲ 9.6	▲ 16.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 12.1	▲ 13.8	18.5	6.2	159	2.4
2	2.15	2.22	1.51	1.45	▲ 4.6	▲ 13.5	▲ 0.6	▲ 6.2	▲ 11.3	▲ 15.6	10.4	3.6	159	2.4
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 令和元年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。